

信和会 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規定	文書番号 制改訂日 主管部門	大宅診一手-001 2025/1/22 大宅管理委員会
--------------------------------------	----------------------	-----------------------------------

# 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規定

【改訂管理表】

改訂番号	制改訂日	改訂内容	作成者	承認者
初版	2025/1/22	新規作成 ※これまでの運営規定を一部改訂して ISO 文書として登録	大宅診看護師長 山際正樹	委員長 藤本眞次
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

信和会	文書番号	大宅診一手-001
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規定	制改訂日	2025/1/22
	主管部門	大宅管理委員会

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規定

### 1. 事業の目的

#### 第1条

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護状態等となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

### 2. 運営方針

#### 第2条

- 1) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行う。
- 2) 自ら提供する居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3) 指導の提供に当たっては、訪問診療等により利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供または利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行う。
- 4) 指導の提供に当たっては、利用者やその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行う。
- 5) 指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供または助言を行う。
- 6) 指導内容等の要点を診療録に記録する。

### 3. 事業所の名称等

#### 第3条

名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 医療機関名：公益社団法人信和会 大宅診療所
- 2) 所在地：京都市山科区大宅早稲ノ内町2
- 3) 連絡先：(TEL) 075-581-5207 (FAX) 075-581-5208
- 4) サービス提供地域：山科区、伏見区の一部

### 4. 事業の内容

#### 第4条

医師による居宅療養管理指導

### 5. 従事者の職種、員数、及び職務内容

#### 第5条

従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者：所長  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な指導等が行われるよう総括する。
- 2) 医師：常勤1名（管理者と兼務）、非常勤1名
- 3) 職務内容：訪問診療等及び必要な療養管理指導

信和会 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規定	文書番号 制改訂日 主管部門	大宅診一手-001 2025/1/22 大宅管理委員会
--------------------------------------	----------------------	-----------------------------------

## 6. 営業日及び営業時間

### 第6条

- 1) 営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。
  - ①月・火・水・金曜日：8時30分～21時00分
  - ②木曜日：8時30分～17時00分
  - ③土曜日：8時30分～12時30分
- 2) 休診日及び休診時間は、上記1)の曜日と時間以外とする。また、祝祭日、年末年始（12/29-1/3）は休診日とする。
- 3) 営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診についてはその都度対応できる体制とする。

## 7. 利用料等

### 第7条

- 1) 指導を実施した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。なお、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。
- 2) 指導に係る交通費については、特別な場合を除き無料とする。医療保険の訪問診療等により利用者から交通費を徴収する場合も同様とする。
- 3) その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

## 8. 業務継続計画の策定等

### 第8条

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、計画策定等の必要な措置を講ずる。
- 2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

## 9. 感染症予防及びまん延防止措置

### 第9条

- 1) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 2) 感染症予防及びまん延防止対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催する。また、その内容を職員に周知徹底する。
- 3) 職員に対し、感染症予防及びまん延防止のために必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4) 前1～3)に掲げる感染症予防及びまん延防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 10. 虐待防止のための措置

### 第10条

- 1) 虐待の防止及び早期発見のための指針を整備する。
- 2) 虐待の防止及び早期発見のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催する。また、その内容を職員に周知徹底する。
- 3) 職員に対し、虐待の防止及び早期発見のために必要な研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4) 前1～3)に掲げるに虐待の防止及び早期発見に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5) 虐待事例を発見した場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、市町村の担当部署に通報する。

## 11. ハラスメント防止のための措置

### 第11条

- 1) ハラスメント防止のための指針を整備する。なお、ハラスメントには職員間で発生するものだけではなく、利用者やその家族等から受けるものも含むこととする。
- 2) ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、職員に周知する。

信和会 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規定	文書番号 制改訂日 主管部門	大宅診一手-001 2025/1/22 大宅管理委員会
--------------------------------------	----------------------	-----------------------------------

## 1 2. 苦情処理

### 第12条

指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。

## 1 3. 事故処理

### 第13条

指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、記録等必要な措置を講じる。

## 1 4. その他運営に関する重要事項

### 第14条

- 1) 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2) 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。
- 3) 医療機関の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 4) 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなつた後においても、これらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 5) 指導を求められた場合、止むを得ない事情により指導の実施が困難な場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う。
- 6) 指導実施の際、万が一事故が生じた場合は、各医療機関が契約している医師賠償責任保険等により対応し賠償する。また事故が生じた場合、速やかに市町村と京都府に報告するものとする。
- 7) その他、指導に当たっては「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等を遵守して取り扱う。
- 8) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、大宅診療所が別に定める。